令 和 7 年 9 月
航 空 局 安 全 部
安全政策課空港安全室

「空港運用業務指針」の一部改正について

１．改正の背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 47 条第１項に基づき、空港等の設置者は、国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準に従って空港等を管理しなければならないこととされているところ、同基準の具体については航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 92 条で定められている。

このうち、同条第 17 号に定める「航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置」の内容については、空港運用業務指針（平成 17 年９月９日国空用第 124 号。以下「指針」という。）を定め、同指針において、空港の制限区域内における立入り、車両使用の取扱い及び車両運転の規則等について規定している。

今般、同指針について、以下の改正を行う必要がある。

２．改正の概要

（１）制限区域立入及び車両使用の取扱い

立入承認証、車両承認証又はランプステッカーのデザイン等について、国際基準・勧告との整合を図り、それらの偽造等を防止し有効性を確保する必要がある。このことから、空港管理者は、立入承認証、車両承認証又はランプステッカーについて、それぞれの総発行枚数に占める紛失枚数の割合が一定以上となったときは、それらのデザイン等を変更し、再発行しなければならないことを規定する。そのほか、長期にわたり同一のデザイン等を使用することのないよう、立入承認証、車両承認証若しくはランプステッカーを発行し又はそれらの情報を管理する機器やシステムの更新等の機会を捉え、可能な限りそれらのデザイン等を変更するよう努めなければならないことを規定する。また、制限区域内に立ち入る承認を受けようとする者に対して制限区域立入承認申請を行う前に、ランプパス所有者に対して半年に一度実施することとされている安全講習について、直近（ランプパスの承認日から起算して１月を経過するまでの間）に受講した者は、当該講習を免除できることを規定する。

（２）制限区域車両運転の取扱い及び運転規則

グランドハンドリング業務の人手不足の解消に向けては、特定技能制度が有効活用されている。特定技能外国人が空港の制限区域内における車両運転の許可を申請する際には、我が国の公道で運転できる免許証の提出が求められているところ、外国免許の切替えに時間を要しており、業務への従事に対する支障となっている。そのため、空港の制限区域内の安全性を確保しつつ、自国等の運転免許証を保有する特定技能外国人が、我が国の公道で運転できる免許証を保有していなくとも、当該切替えまでの間に空港の制限区域における車両の運転が可能となるよう、規定の整備を行う必要がある。このことから、当該外国人が自国等の有効な運転免許証を保

有しており、当該外国人の知識及び技能を別途確認した書類を添付して空港管理者に対して申請することで、我が国の公道を運転できる免許証の提出に代えることができることを規定する。また、直近（当該提出による車両運転許可の日から起算して１月を経過するまでの間）に同講習を受講している者又は当該車両運転許可を受けているランプパス所有者が同乗若しくは先導して誘導を受ける者は、制限区域内における車両運転規則等の知識の維持向上を図るための講習を免除できることを規定する。

（３）エプロンの運用・エプロン等の安全管理

国際民間航空条約第14附属書等の改正が行われることに伴い、エプロンの運用や航空機給油作業等について、国際基準・勧告との整合を図る必要があることから、航空機の誘導は、スポットに到着するまで又はスポットから出発する際において、灯火、標識や誘導員等により行うことを規定する。また、給油作業を行う者に対し航空機給油作業中の火災対策として、消火器等の設備を使用する訓練を受けた者を配置させること及び空港管理者に対し火災等が発生した場合に直ちに消火活動を要請させることを規定する。

（４）航行不能航空機の撤去

先般、空港において航行不能航空機が長期にわたり空港運用を妨げることを防止し、早期に当該機を移動させる等により空港運用への影響を極力抑えるため、航行不能航空機撤去に係る準備状況の確認等を規定したところである。今般、自衛隊機等の航空機の運航者等に係る特例措置を設ける必要があることから、空港管理者に対する当該空港に離着陸する自衛隊等の航空機の運航者等による航行不能航空機の撤去に係る同意書及び運航者撤去作業計画の提出を不要とし、当該者が航行不能航空機を発生させた場合に備え、撤去責任者の連絡先について、運航を行う前に確認させることを規定する。

（５）その他所要の改正を行う。

３．スケジュール

改　正：令和７年９月 30 日

施　行：令和７年 10 月１日

（ただし、上記２．（３）に関するものは、令和７年 11 月 27 日）